

金融担当者事務研修資料

書類作成の注意点について

令和 7 年 6 月

つくば市商工会

(Ⅰ) つくば市自治金融・振興金融申込書類確認表について

- ① 「2025. 06」と記載のあるものが最新版。
- ② チェック欄の確認について
 - ・ 直近売上高 5 億円以下、運転資金は売上の 3 割以下の確認および利子補給対象融資があるか金融斡旋手数料の説明確認を必ず行って下さい。
- ③ 原本、コピーの扱いについて
 - ・ 「3 融資保証依頼書」、「6 個人情報の提供に関する同意書(あっせん機関用)」、「7 誓約書」の 3 種類は原本、その他は全て コピーを提出
- ④ 「12 滞納がないことの証明書」の注意点について
 - ・ 「納税証明書」では不可
 - ・ 保証人が市外の場合でも必要 (不動産等の所有が無くても発行される)
 - ・ 申込日(商工会提出日)より 1 ヶ月以内に発行されたもの
 - ・ 法人の場合は、法人と代表者、それぞれ必要になります。
- ⑤ 受付締切日について
 - ・ 毎月 25 日(休日の場合は直前の金曜日)
 - ・ 書類完備のものが受付対象になるので注意
 - ・ 毎年 12 月は 1 週間程度前倒し予定(保証協会の事前審査に絡む調整)
その他月末に長期休暇のある場合は早まる可能性があります。

(Ⅱ) 信用保証委託申込書について

- ① 「申込人」欄について
 - ・ 申込人 : 特に代表者名についてはフリガナを記載
 - ・ 連絡先 : あっせん先に連絡をとる場合があるため、必ず記載
 - ・ 従業員数 : 一般従業員、役員、パート等の区別をしっかりと行う
- ② 「申込内容」欄について
 - ・ 申込金額 : 10 万円単位
 - ・ 必要理由 : 「諸経費支払資金」は不可。人件費・外注費など販売管理費の詳細記入
(例)「人件費・外注費等の諸経費支払資金」
- ③ 「業況等」欄について
 - ・ 最近 12 か月の売上については聞き取りであっても 必ず千円単位まで記入
千円単位まで記入されていないものは受付出来ません。

(Ⅲ) 融資保証依頼書について

- ①「日付」「あつ旋機関名」欄は未記入 ⇒ “つくば市” があつせん機関として後日記入
 ②「あつ旋機関所見」: “つくば市” があつせん機関であるため、「当行として」「メイン行として」「取引先である〇〇は」など、金融機関の立場としての表現は避けて下さい。

(Ⅳ) 信用調査書について

- ①「自治」「振興」の区分チェック ⇒ 担保要件の可否に関する確認のため
 「重複」「借換」の確認 ⇒ 申込限度額に関する確認のため
 ②「貸借対照表」欄について
 ・直近決算書より転記。残高試算表等がある場合は試算表の内容を記入
 ・個人で貸借対照表を作成していない場合は、聞き取りにより現状を記入
 ③「損益計算書」欄について
 ・直近決算書より転記する。残高試算表等の数字は記入不可
 ⇒ 運転資金 3 割要件にも関わるため、決算期ベースで統一している
 ④「不動産」欄について
 ・不動産状況を「固定資産証明書」等を参考にし、所有している場合は必ず記入
 ・貸借対照表上の「土地・建物」勘定と整合させる
 ・家族所有等により該当がない場合は、「備考」の欄に不動産状況を記入
 ⑤「借入金の内訳」欄について
 ・直近状況で記載。役員等借入金も記入し、貸借対照表上の「借入金」と整合させる
 ・自治金融等の重複や借換がある場合は、一般借入金と区別できるよう表記する
 ・融資口数が多い場合は、自治・振興分を除き金融機関ごとの合計でも差支えない

その他：融資あつ旋手数料について

- 1) 手数料基準 融資実行金額の 5/1000 (税別)
 ※つくば市商工会員は無料
 ※上限 100,000 円 (税別)
 ※融資実行時まで商工会加入手続きを行った事業所については
 会員扱いとする
- 2) 徴収方法 銀行振込 ※振込手数料は申込者負担
 ※融資実行手続き時に、融資申込者からあつ旋手数料を預かり、
 金融機関融資ご担当者様より「申込者名」にて振込み願います。
- 3) 対象となる制度 つくば市中小企業金融制度 (自治金融、振興金融)、茨城県中小企業資金融資制度 (県制度融資)
 等、商工会を通す全ての融資が対象



つくば市商工会キャラク

ター 「つくばっこ」